

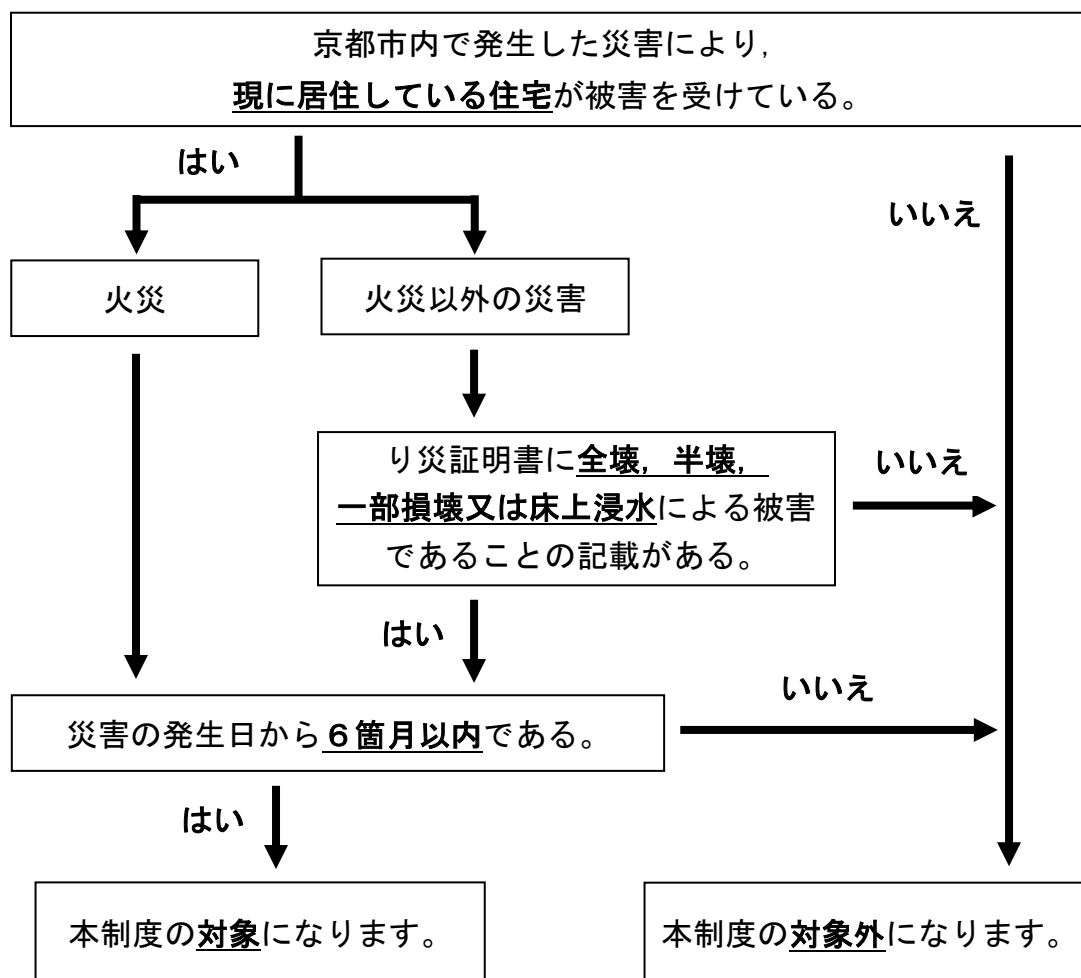
被災者の皆様へ

火災等で生じた廃棄物の処理手数料の 減免についての御案内

この度の不慮の御災難に、心からお見舞い申し上げます。

京都市では、火災等の災害で生じた廃棄物の処理について、一定の要件を満たす方に、処理に関する手数料の減免制度を設けています。

○ 本制度の対象となる方



注意事項については、2ページを御覧ください。

京 都 市 環 境 政 策 局



京都市
CITY OF KYOTO

環境企画部環境総務課
循環型社会推進部まち美化推進課
適正処理施設部施設管理課

TEL 222-3450
TEL 222-3952
TEL 222-3964

＜申請に係る注意事項＞

- 1 週末や休暇時に限り使用する住宅や、事業等のために特定の時間帯に限り使用する住宅は対象外です（例：別荘、倉庫等は対象外です。）。
- 2 店舗その他の併用住宅等の場合、住居部分のみが減免の対象となります（店舗部分と住居部分の面積が分かる図面等の提出が必要になります。）。

（例）延床面積 100 m²（店舗部分 20 m²，住居部分 80 m²）の住宅が火災により被災した場合

⇒ 住居部分 80 m²に被害を受けたと認められるかで判断します。
減免の対象となる廃棄物は、住居部分から排出されるものに限りします。

- 3 災害により生じた廃棄物で被災住宅から排出されるものが対象です。外構等の居住空間とは無関係の被害については対象外です。
- 4 以下の廃棄物は、本市の処理施設で処理できません。
 - ① 産業廃棄物（解体工事で発生するがれき類，木くず，石膏ボード，屋根瓦等）
 - ② ピアノ，バイク，タイヤ，鉄塊等の破碎不適物
 - ③ プロパンボンベ，バッテリー，花火等の危険物
 - ④ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）で指定された機器（テレビ，洗濯機・衣類乾燥機，冷蔵庫・冷凍庫，エアコン）及びパソコン※※ 損傷品かつ事前に申請があったものは除きます。

①の処理は、産業廃棄物の収集運搬の許可を有する業者※に、②③④の処理は、お近くの販売店又はメーカー等へ御相談ください。

※ 産業廃棄物収集運搬業者をお探しの方は、「（公社）京都府産業資源循環協会（075-694-3402）」に御相談ください。

- 5 申請の受付期間は、災害の発生日から6箇月以内です（やむを得ない理由等があり、6箇月を超える場合は、御相談ください。）。
- 6 減免申請は、一度の災害による被害につき1回に限りします。
- 7 被災された方が、災害が原因でお亡くなりになられた等の理由で、やむを得ず申請ができない場合、被災者の親族等が代理で申請することができます（親族等が申請する場合は、親族であることを証する書類の提出が必要です。）。

○ 廃棄物の搬入方法

本制度による廃棄物の処理は、自己搬入又は市収集運搬のいずれかの方法です
＜自己搬入＞

被災された方（又は被災者から委託を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者）が、廃棄物を本市の処理施設（南部クリーンセンター又は東部山間埋立処分地）へ搬入する。（※ 収集運搬に係る費用は申請者の負担となります。）

＜市収集運搬＞

被災された方が、廃棄物を被災住宅近辺の本市が指定する場所に排出し、本市が収集する。

なお、本市が収集する場合は、被災住宅を構成する壁や柱等の廃材は収集できませんので、御注意ください。

1 申請窓口

申請窓口は、以下のとおりです。

災害の種類によって、申請窓口が異なりますので、御注意ください。

災害の種類	搬入方法	申請窓口	提出方法
火災	—	お住まいの地域の区役所・支所 (地域力推進室 総務・防災担当)	持参
火災以外の 災害	自己搬入	環境政策局適正処理施設部施設管理課 (電話：075-222-3964) (〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488 番地)	郵送又は 持参
	市収集運搬※	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課 (電話：075-222-3952) (〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488 番地)	郵送又は 持参

※ 市が収集運搬できるものは、家財道具に限ります。被災住宅を構成する壁や柱等の廃材は収集できませんので、御注意ください（収集品目等を決定するため、事前に現地調査を実施します。）。

※ 災害跡に直接入っての収集はできません。本市が指定する場所に、ごみを排出してください（小さなごみは、袋等にまとめて出してください。）。

2 申請に必要な書類

申請には、以下の書類が必要です。

自己搬入	市収集運搬
☐ 手数料等減免申請書(自己搬入用) (第1号様式) ☐ り災証明書の写し ☐ 被災面積が分かる図面※ ¹ (り災証明書の被災面積が手数料等減免申請書に記載する被災床面積と異なる場合等) ☐ カラー写真(被災の状況が分かるもの) ☐ <u>廃棄物処理連絡表※²(第3号様式)</u>	☐ 手数料等減免申請書(市収集運搬用) (第2号様式) (<u>申請書の裏面に処分する廃棄物の品目及び数量を記載してください。</u>) ☐ り災証明書の写し ☐ 被災面積が分かる図面※ ¹ (り災証明書の被災面積が手数料等減免申請書に記載する被災床面積と異なる場合等) ☐ カラー写真(被災の状況が分かるもの)

※ 1 平面図に被災範囲を記載してください（平面図は手書きのものでも可）。

※ 2 廃棄物処理連絡表に記載していただく搬入希望期間は、可燃ごみと不燃ごみをあわせて2週間以内です。また、搬入希望期間や車種、台数が不確定の場合、減免の許可ができません。

3 減免の審査・許可

提出書類に不備がなければ、申請の受付後（市収集運搬の場合は、現地調査終了後）、概ね5日※（土、日、祝日を除く。）で決定通知書を交付します。

自己搬入される方には、あわせて、搬入時に必要となる搬入許可証及び減免カードを交付（手渡し）しますので、施設管理課までお越しください。

※ 地震・台風等で申請が多数重なった場合は、審査に2～3週間程度お時間をいただく場合があります。

※ 提出書類の内容等について、問い合わせさせていただく場合があります。

4 決定通知書の交付後

自己搬入	市収集運搬
○ 本市処理施設への廃棄物の搬入 交付された搬入許可証及び減免カードを持参し、本市の処理施設(南部クリーンセンター又は東部山間埋立処分地)へ廃棄物を搬入してください。 搬入先 東部山間埋立処分地(伏見区醍醐上山田 1) … 瓦, がれき, 燃え殻等の不燃物 南部クリーンセンター(伏見区横大路八反田 29) … 上記以外の災害ごみ 注意事項 - 減免対象となる廃棄物の量は、本冊子に添付している「災害に伴う廃棄物処理算出基準」に基づき算出された量が上限です。 - 上限の範囲内であっても、被害状況を確認したうえで、減免対象となる廃棄物の量を制限することがあります。	1 京都市大型ごみ受付センターへの収集の申込み 決定通知書が届いた後、京都市大型ごみ受付センターへ収集の電話申込みをしてください。 災害により、手数料が減免となる旨をお伝えいただければ、同センターから、収集日、排出場所、必要となる粗大ごみ処理手数料券の枚数をお伝えします。 京都市大型ごみ受付センター 電話番号 0120-100-530(フリーダイヤル) 0570-000-247(携帯のみ) 075-330-6100 2 粗大ごみ処理手数料券の受取り 京都市大型ごみ受付センターへの申込み後、収集日の前日までに、お住いの区のエコまちステーション(区役所・支所内)に決定通知書を持参し、粗大ごみ処理手数料券をお受け取りください。

＜南部クリーンセンター＞



(住所：伏見区横大路八反田 29)

＜東部山間埋立処分地＞

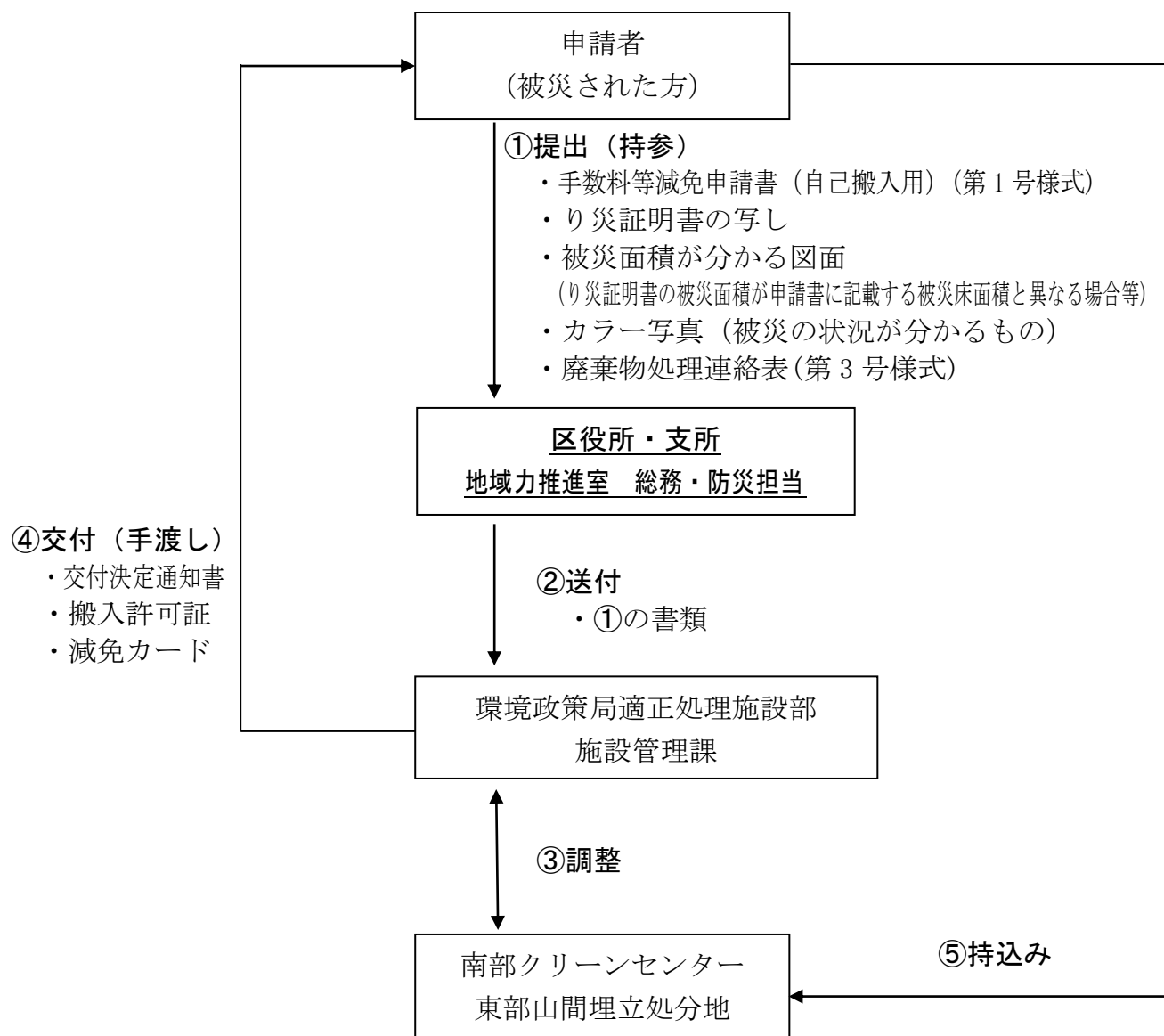


(住所：伏見区醍醐上山田 1)

5 お問い合わせ先

お問合せ内容	部署	電話番号
本制度に関すること	環境政策局環境企画部 環境総務課	075-222-3450
自己搬入に関すること	環境政策局適正処理施設部 施設管理課	075-222-3964
市収集運搬に関すること	環境政策局循環型社会推進部 まち美化推進課	075-222-3952

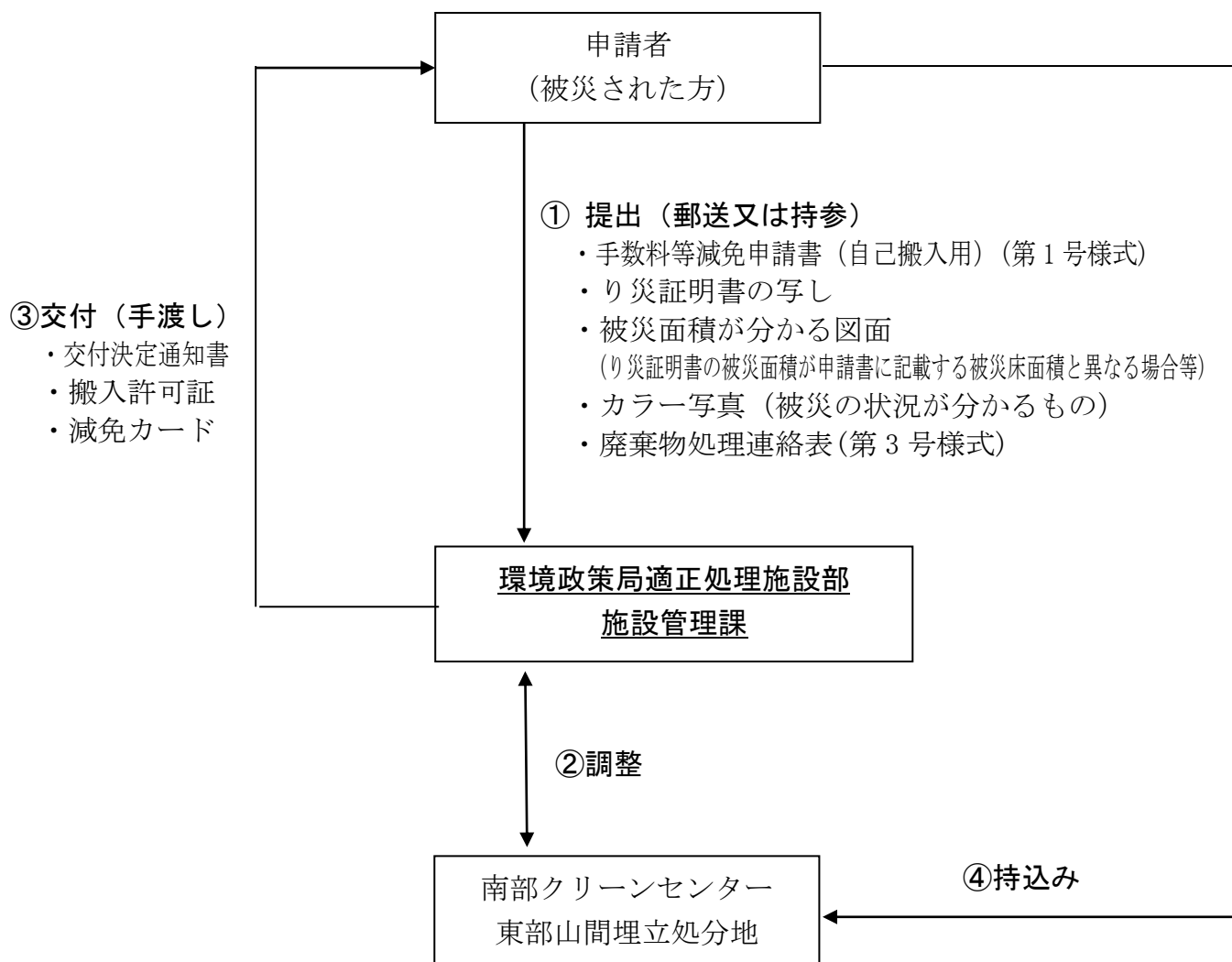
災害に伴う一般廃棄物処理手数料（ごみ処理手数料）の減免 フローチャート〔自己搬入（火災）〕



※ 注意事項

- ・ 減免の可否等，本制度について御不明な点がございましたら，環境総務課（２２２－３４５０）又は施設管理課（２２２－３９６４）にお問い合わせください。
- ・ ④交付（手渡し）は，②送付の書類が施設管理課に到達後，不備がなければ，概ね５日（土，日，祝日を除く。）で行います。

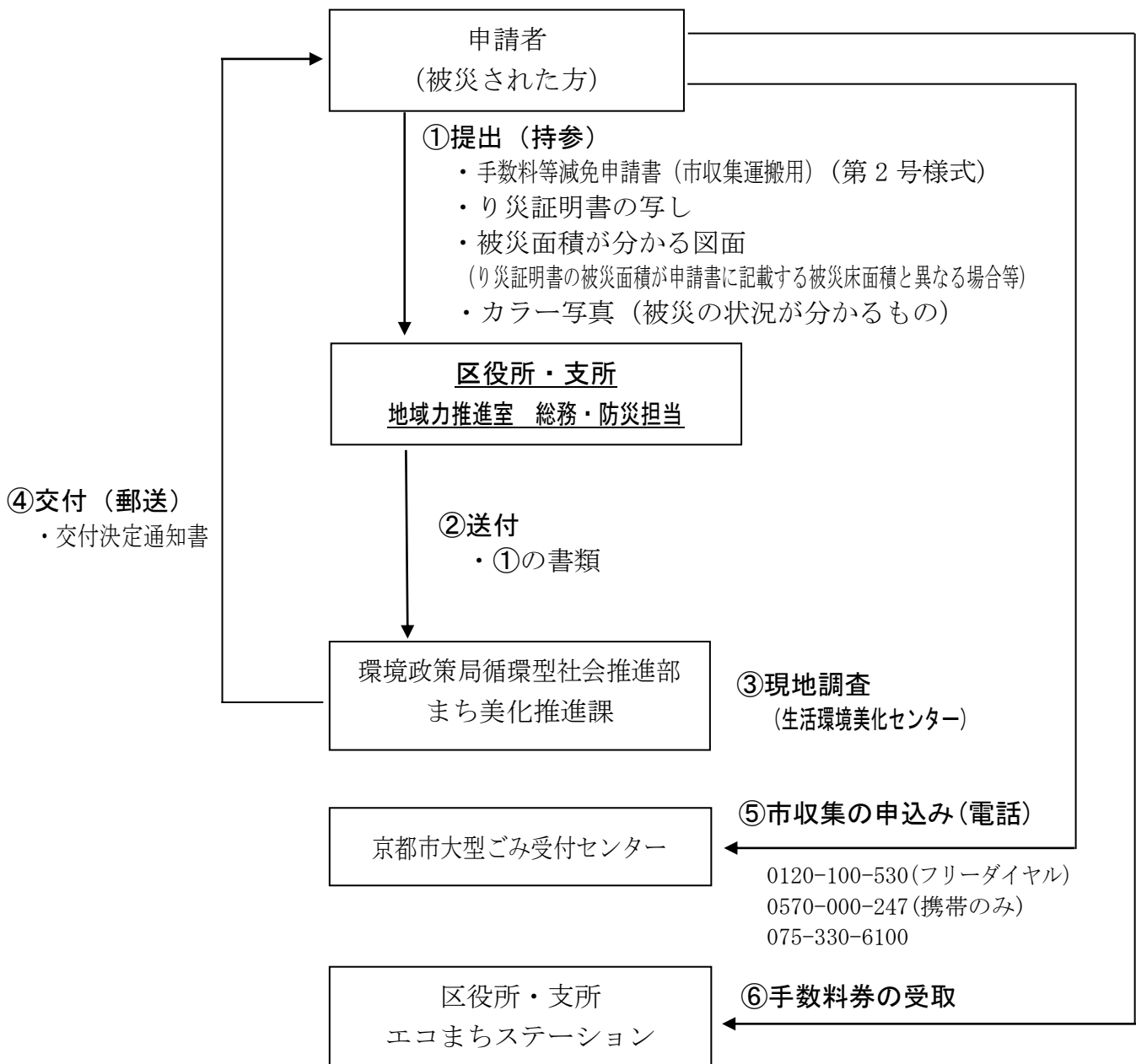
災害に伴う一般廃棄物処理手数料（ごみ処理手数料）の減免 フローチャート〔自己搬入（火災以外）〕



※ 注意事項

- ・ 減免の可否等，本制度について御不明な点がございましたら，環境総務課（２２２－３４５０）又は施設管理課（２２２－３９６４）にお問い合わせください。
- ・ ③交付（手渡し）は，①提出の書類が施設管理課に到達後，不備がなければ，概ね５日（土，日，祝日を除く。）で行います。

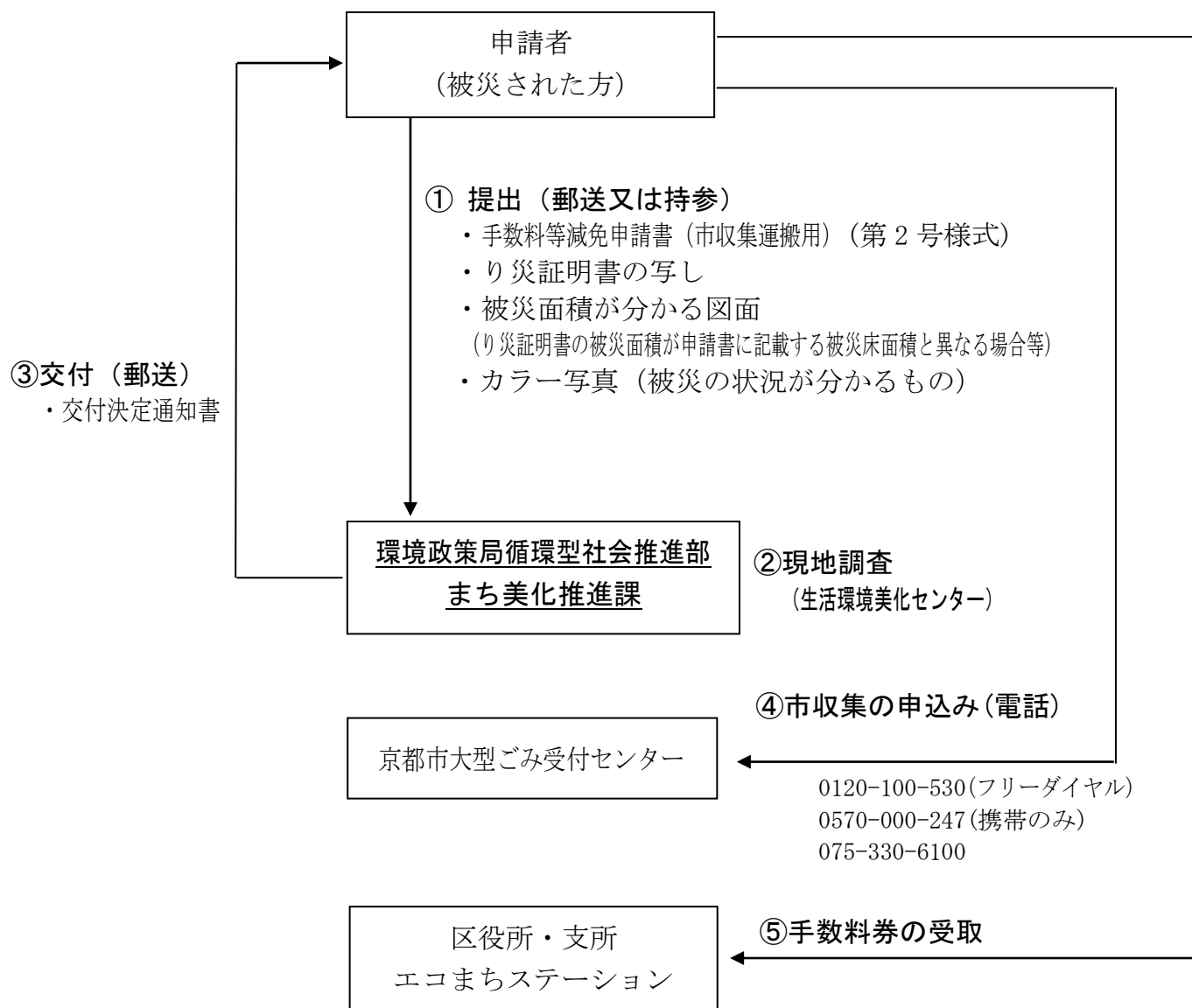
災害に伴う一般廃棄物処理手数料（ごみ処理手数料）の減免 フローチャート〔市収集運搬（火災）〕



※ 注意事項

- ・ 減免の可否等，本制度について御不明な点がございましたら，環境総務課（222-3450）又はまち美化推進課（222-3952）にお問い合わせください。
- ・ ④交付（郵送）は，③現地調査後，不備（修正を含む）がなければ，概ね5日（土，日，祝日を除く。）で行います。

災害に伴う一般廃棄物処理手数料（ごみ処理手数料）の減免 フローチャート〔市収集運搬（火災以外）〕



※ 注意事項

- ・ 減免の可否等，本制度について御不明な点がありましたら，環境総務課（222-3450）又はまち美化推進課（222-3952）にお問い合わせください。
- ・ ③交付（郵送）は，②現地調査後，不備（修正を含む）がなければ，概ね5日（土，日，祝日を除く。）で行います。